

## 第2章 契約・財産

### 木曾広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

〔平成11年4月1日  
条例第24号〕

改正 平成11年9月7日 条例第49号

(この条例の趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5千万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第7号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格7百万円以上の不動産又は動産の買入れ、又は売払い(土地については1件5,000㎡以上のものに係るものに限る。)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年9月7日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。